

第 1 章

計画の策定に当たって

- 1 県が目指す男女共同参画社会
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の推進期間・推進体制
- 4 目指す姿と施策の体系

1 県が目指す男女共同参画社会

県は、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指しています。

「広島県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を推進するための基本となる考え方を基本理念として示すとともに、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

【基本理念】（条例第3条）

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

【県・県民・事業者の責務】（条例第4条～第6条）

○ 県の責務

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

また、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組みます。

○ 県民の責務

家庭、学校、職場、地域などで、男女がお互いに協力して男女共同参画の推進に努めることが大切です。

また、男女間での暴力的行為や性的な言動による精神的苦痛を与える行為などにより男女の個人としての尊厳や人権を損なうことのないようにしなければなりません。

○ 事業者の責務

事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めることが大切です。

2 計画の位置付け

- 「広島県男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画社会基本法」に基づき定めるものとしている、県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{*}」に基づき、都道府県が定めるよう努めるものとされている、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けています。
〔該当箇所〕 ・第2章【環境づくり】1(1)～(5)
・第2章【人づくり】2(1)
- 「ひろしま未来チャレンジビジョン^{*}」及び関連する県の計画との整合性を図っています。
- 広島県男女共同参画審議会の「広島県男女共同参画基本計画（第4次）に盛り込むべき事項に係る答申」の内容を反映させ、国の第4次男女共同参画基本計画を勘案するとともに、平成28（2016）年1月27日から2月9日まで実施したパブリックコメントに寄せられた多くの県民の皆様の御意見を参考にしながら策定しました。

○ 条例第7条（基本計画）

知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めるものとする。

○ 基本法第14条（都道府県男女共同参画計画等）

都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

○ 女性活躍推進法第6条（都道府県推進計画等）

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

3 計画の推進期間・推進体制

<推進期間>

この計画の具体的施策の推進期間は、国の第4次男女共同参画基本計画との整合性を図り、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までとします。

参考 広島県男女共同参画基本計画

第1次 平成15（2003）～17（2005）年度

第2次 平成18（2006）～22（2010）年度

第3次 平成23（2011）～27（2015）年度

<推進体制>

- 各部局が連携を密にし、計画を着実に実行します。
- 男女共同参画社会の実現に向け、県民と事業者の理解と協力のもとに、市町と連携し施策の推進を図ります。

4 目指す姿と施策の体系

<目指す姿>

【環境づくり】

職場環境の整備に取り組む事業者が増加するとともに、子育てや介護の支援体制の整備が進むなど、性別に関わりなく誰もがその能力を發揮し、仕事と生活の充実を図りながら働き続けることができる環境が整っています。

【人づくり】

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野に男女が共に参画できる環境づくりが進んでいます。

【安心づくり】

女性に対する暴力による被害者やひとり親家庭などが、ニーズに応じた適切な支援を受けて、自立して安心して暮らすことができる環境が整っています。

<総括目標>

男女共同参画の進み具合について県民の実感を表すものとして設定

指 標 名	H26 年度	H32 年度
社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合	女性 7.9% 男性 20.4%	現況値からの向上 かつ 男女の数値の差の縮小

<個別目標>

施策目標に関連する指標の目標値を定めたもの（P43 参照）

<参考指標>

施策の推進状況を多面的に検証するため定めたもの（P43 参照）

<基本的な視点>

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画を推進するための「しっかりとした環境を創る」、「実践する人を創る」、「私たちが安心して暮らすことができる社会を創る」という視点が重要です。

このため、「環境づくり」、「人づくり」、「安心づくり」という三つの視点から男女共同参画を推進するために取り組むべき施策を展開することとしました。

<重点的に取り組む項目>

○ 様々な職場において女性の活躍が進むことは、性別に関わりなく誰もが仕事と生活の充実を図りながら暮らすことができる社会の実現にもつながります。

また、生産年齢人口の減少が予測され、地域経済の活力低下が懸念される中、より多様な人材の能力を生かしていく観点から、様々な職場での「女性の活躍」が一層期待されています。

このため、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮することができるよう、「職場における女性の活躍促進」に取り組めます。

○ 性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画について、様々な立場の人の理解が深まり行動に現れるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実」に積極的に取り組みます。

＜施策の体系＞

基本的な視点	基本となる施策の方向	施策
環境 S S S	1 職場における女性の活躍促進	(1)女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備 (2)農林水産業及び商工業等の事業活動や創業における女性の活躍促進 (3)再就職等女性の就業に向けた環境の整備 (4)仕事と家庭が両立できる制度の充実 (5)男性の家庭への参画の促進
	2 地域社会活動における男女共同参画の推進	(1)政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進 (2)地域社会活動における男女共同参画の推進
	3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	(1)県の推進体制の充実等 (2)広島県女性総合センター機能の充実・強化 (3)市町等との連携強化・取組支援
人 S S S	1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	(1)男女共同参画を推進するための啓発の充実 (2)各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進
	2 男女共同参画を推進する教育と研修の充実	(1)男女共同参画を推進する教育の充実 (2)研修の充実・支援
女 S S S	1 生涯を通じた健康対策の推進	(1)生涯を通じた健康対策の推進 (2)妊娠・出産等に関する健康支援
	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	(1)配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進 (2)セクシュアルハラスメント、ストーカー事案等女性に対するあらゆる暴力への対策の推進
	3 誰もが安心して暮らし、自立できるための支援	(1)困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援 (2)男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備